

非上場株式の評価の見直し(続報)国税庁が示した見直し案と関係機関の意見

October 2026

In brief

国税庁は、2026 年 4 月以降開催されている取引相場のない株式の評価に関する有識者会議¹において、取引相場のない株式の評価について、会社規模に応じた現行の評価体系を廃止し、原則的評価方式を「残余利益方式」に一本化する方向の見直し案を示しました。2026 年 9 月 16 日に開催された第 6 回会議にて、その具体的な検討案や一定の仮定に基づく評価水準の試算も公表されています。しんしゃく率、還元率その他の重要な要素は未定であり、会社の収益性や資産構成によって評価額への影響は大きく異なる可能性があります。

同日、有識者会議のオブザーバーである中小企業庁等が、事業承継や税負担に与える影響の検証や政策との整合性を求める意見を公表しました。行政機関から慎重な検討を求める意見が示されたことから、見直しの進め方や内容、時期にどのような影響が生じるかが注目されます。

本ニュースレターでは、第 6 回有識者会議までの資料等に基づき、見直し案の概要と主な論点、中小企業庁等の意見、現時点で想定される実務上の留意点を解説します。なお、本ニュースレターは、2026 年 9 月 16 日開催の第 6 回有識者会議までに公表された資料等に基づくものであり、以下に記載する見直し内容、評価水準および適用時期はいずれも検討段階であり、今後変更される可能性があります。

In detail

1. 前月号以降の議論の経過

第 4 回会議(7 月 3 日)では、事務局から、今回の見直しは増税を目的とするものではなく、今秋を目途に一定の方向性を示すとの説明がありました²。第 5 回会議(8 月 20 日)では見直しの骨子(以下、「骨子」)が示されましたが³、しんしゃく率等の数値は示されず、日本商工会議所は評価水準を含めた議論を求めました⁴。第 6 回会議(9 月 16 日)では、評価水準の試算及び各論点に関する具体的な検討案が示されています⁵。

1 PwC 税理士法人 資産税ニュース「非上場株式の評価の見直し—有識者会議の動向と実務上の留意点」(2026 年 5 月)参照。

2 国税庁「取引相場のない株式の評価に関する有識者会議(第 4 回)」(2026 年 7 月 3 日)資料および議事要旨。

3 国税庁「取引相場のない株式の評価に関する有識者会議(第 5 回)」(2026 年 8 月 20 日)資料および議事要旨、当日机上配付資料「国税庁の考える『取引相場のない株式の評価』の見直しイメージの骨子」。

4 日本商工会議所「意見」(2026 年 8 月 20 日)。

5 国税庁「取引相場のない株式の評価に関する有識者会議(第 6 回)」(2026 年 9 月 16 日)資料。

2. 見直し案の概要

(1) 評価体系の見直し

国税庁は、評価方式の違いによって規模の異なる会社の間で不公平が生じていることや、特例の趣旨を超えた租税回避スキームが広がっていることを踏まえ、評価体系の抜本的見直しを提案しています。見直し案は主として以下の4つから構成されています。

- ・ 規模に応じた評価体系の廃止(評価方式の一本化)
- ・ 企業価値総額を前提とした評価
- ・ インカムアプローチの導入
- ・ 純資産価額方式および配当還元方式の見直し

原則的評価方式については、類似業種比準方式(マーケットアプローチ)に代えて、残余利益方式(インカムアプローチ)へ一本化する案が示されています⁶。

現行の評価体系と見直し案

区分	現行		見直し案	
	同族株主等 (原則的評価方式)	同族株主等以外 (特例的評価方式)	少数株主以外 (原則的評価方式)	少数株主 (特例的評価方式)
一般の 評価会社	会社規模に応じて、 類似業種比準方式、 純資産価額方式またはこ れらの併用方式	配当還元方式	残余利益方式 (一本化)	配当還元方式
特定の 評価会社	純資産価額方式 株式等保有特定会社 土地保有特定会社 比準要素数1の会社等		純資産価額方式 資産管理会社 組織再編直後の会社等	

(2) 残余利益方式

残余利益方式は、国税庁が理論上の「残余利益モデル」に税務上の評価として一定の修正を加えたものです。具体的には、直前期末の簿価純資産に一定期間(国税庁案では5年)の残余利益(超過収益)の割引現在価値を加減算し、その合計にしんしゃく率を乗じて評価額を算出する方式です。完全支配関係にある子会社株式を保有する場合には、その評価額を修正のうえ加算する案が示されています。基本となる算式は下記のとおりです。

残余利益方式の算式(簡易版)

$$\text{評価額} = \left(\text{簿価純資産} \pm \text{一定期間の超過収益} \right) \times \text{しんしゃく率} + \text{子会社株式評価額}$$

超過収益(残余利益)は、正常利益から「純資産×還元率(株主が通常期待する収益率)」を控除して算定します。このため、収益が期待収益率を下回る会社では残余利益がマイナスとなり、しんしゃく率を乗じる前の段階で評価額が簿価純資産を下回ります。なお、国税庁案では、課税時期前5年間の正常利益を基礎として、5年分の残余利益を見積もることが想定されています。

6 適用可能範囲・将来予測への依存度・執行可能性の観点から、インカムアプローチのうち「残余利益モデル」を採用するものと説明されています。骨子1頁参照。

より詳細な算式（骨子および第 6 回会議資料を基に作成）は下記のとおりです。

残余利益方式の算式（詳細版）

$$\text{評価額} = \left(D_0 + \sum_{t=1}^5 \frac{RI_t}{(1+r)^t} - ES \right) \times \alpha + S$$

$$RI_t = C - D_{t-1} \times r \quad D_t = D_{t-1} + C - B$$

D_0 : 直前期末の純資産価額 r : 還元率
 D_t : t 期末の純資産価額 α : しんしゃく率
 RI_t : t 期の残余利益 ES : 従業員持株会株式の買取総額（持株会がある場合のみ）
 C : 過去5年間の年平均利益金額 S : 子会社株式評価額
 B : 過去5年間の年平均配当金額

なお、上記算式の計算要素に係る主要論点について、第 6 回会議資料で示された検討案の概要は以下のとおりです。

主な論点	国税庁が示した検討案
使用する帳簿等	法人税申告書を基礎とする（純資産は別表五（一）、利益は別表四）
正常利益	過去の実績から、非経常的な損益を補正した正常利益を用いる
加算期間	中期経営計画を参考に 5 年程度とし、課税時期前 5 年の正常利益から算出する
ターミナルバリュー	過小評価の可能性はあるものの、評価の安全性を考慮して加算しない
純資産	事業用土地等も時価に洗い替えず、帳簿価額を用いる
還元率	還元率は CAPM で算定し国税庁が定期的に公表する方向
しんしゃく率	しんしゃく率は第 7 回会議以降で議論

また、以下の論点についても今後の検討課題が示されています。

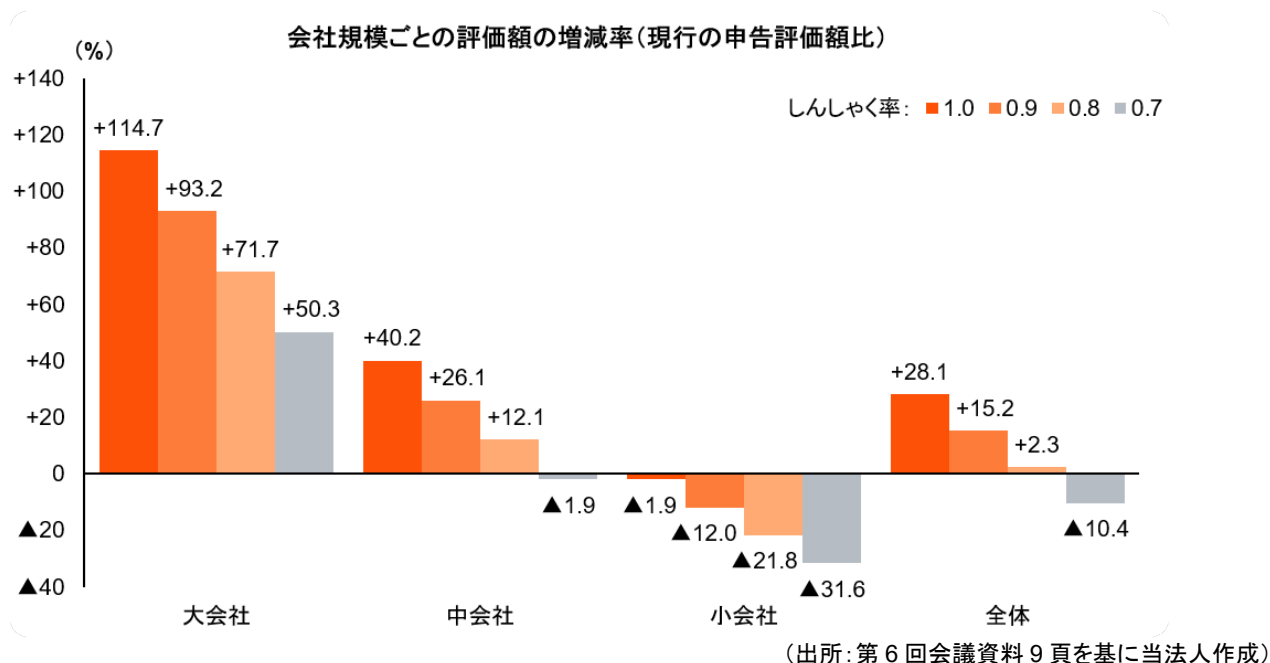
- ・ **減損**: 決算公告等で会計上の減損を明らかにしている場合に限り、相続税評価額との差額の範囲で反映。ただし、含み益を考慮しないこととの整合性は検討が必要。
- ・ **オペレーティングリース**: 損益と純資産の両面から除外し、なかったものとして取り扱う（短期的に損益を調整できるほかの商品等も同様）。
- ・ **役員退職金・役員報酬**: 役員退職金等は、正常利益の計算上加算する（純資産は修正しない）。過大な役員報酬への対応は、法人税法上の損金不算入規定との整合性等から、慎重な検討が必要。
- ・ **子会社株式**: 完全支配関係にある子会社株式に限り、適正な価額に修正して親会社の評価額に反映。極端に評価額を引き下げる事例があれば、対象範囲を見直す。
- ・ **従業員持株会**: 一定の要件（規約等による価額の定め、退会時の固定価格での買取り等）を満たす持株会株式は、固定価格で評価。それ以外の株式は、企業価値総額から持株会株式の総額（算式の ES ）を控除し、持株会株式を除いた株式数で除して評価。このため、固定価格が 1 株当たりの企業価値を下回る場合は、その差額分の価値がオーナー等の株式に帰属することになると考えられる。
- ・ **純資産価額の上限**: 原則的評価方式による評価額が純資産価額を上回る場合に、純資産価額を選択できる現行の取扱いを残すかどうかは、引き続き検討。

(3) 残余利益方式による評価水準の試算

第 6 回会議では、還元率を 8%と仮定した場合の評価水準の試算が示されました（以下のグラフを参照）⁷。しんしゃく率 0.7 の場合、現行評価額に対する中央値は、大会社で 50.3%上昇する一方、小会社では 31.6%低下し

⁷ 残余利益の加算期間 5 年、還元率 8%と仮定した場合の、現行の申告評価額に対する評価額の増減率（中央値）です。対象は大会社 128 社、中会社 820 社、小会社 430 社、計 1,378 社。完全子会社株式の修正等の個別調整は考慮していないものです。

ています。また、評価額が現行以下となる会社の割合は、小会社で 78.4%、大会社で 28.1%とされています。ただし、これらは会社規模別の中央値等に基づく結果であり、個社への影響を示すものではありません。



(4) 特定の評価会社と純資産価額方式

見直し案では、残余利益方式による評価が適切ではない又は技術的に困難と考えられる一定の会社については、「特定の評価会社」として純資産価額方式を適用する方向が示されています。具体的には、以下の類型が検討されています。

- ・ 総資産に占める一定の資産の割合が高い会社(資産管理会社)
- ・ 残余利益方式による評価が技術上困難な会社(組織再編直後の会社、開業後 5 年未満の会社等)
- ・ 継続企業の前提に疑義がある会社(休業中の会社)
- ・ 継続企業の前提を欠く会社(清算中の会社)

上記のうち資産管理会社については、現行の株式等保有特定会社・土地保有特定会社のように資産の種類ごとに判定するのではなく、事業承継税制における資産保有型会社・資産運用型会社を参考に判定する方向が示されています。具体的には、有価証券、賃貸不動産、現預金、リース資産等の「特定資産」の帳簿価額が総資産の 70%以上か、または特定資産の運用収入が総収入の 75%以上かで判定します。なお、運転資金に相当する現預金の取扱いや、不動産賃貸業等を資産管理会社と区別する基準は、今後の検討課題とされています。

また、組織再編直後の会社については、将来予測に必要な実績値が確認できない場合には純資産価額方式により評価し、合理的な予測が可能な場合には残余利益方式を適用する案が示されています。また、開業後の年数基準も、現行の 3 年未満から 5 年未満に見直す案となっています。

なお、類型に応じて、退職給付引当金等や含み益に対する法人税等相当額を控除できるかどうか等を使い分ける案も示されています。

(5) 配当還元方式

骨子では、例外的な評価方式としての趣旨を貫徹するため、適用対象を「特定の少数株主の取得した株式」に限定する方向が示されています。

具体的には、議決権保有割合と株式保有割合のいずれかが3%未満⁸の株主に適用対象を縮小する案や、「親族」の範囲を配偶者、直系血族、兄弟姉妹および1親等の姻族とすることなどが挙げられていますが、具体的な判定方法や算式については今後の議論事項とされています。

3. 中小企業庁等の意見

2026年9月16日、有識者会議のオブザーバーである中小企業庁が、国税庁の見直し案について慎重な検討を求める意見を公表しました⁹。

中小企業庁は、会計検査院の報告は類似業種比準方式そのものが不適切とまでは指摘したものではないとしています。また、租税回避への対処についても、まずは現行制度の枠組みの中で対応できる可能性を十分に検討すべきとしています。そのうえで、中堅・中小企業約175万社への影響検証、成長投資との整合性、事業承継税制のみでは十分な対応が困難である点などを理由に、慎重な検討を求めています。

また、同日、日本商工会議所も、評価体系の抜本的な変更そのものに反対する立場を改めて示す意見を提出しており、¹⁰評価額の上昇幅や残余利益方式の法的・理論的根拠に加え、法人税申告書上の数値を評価の基礎とすることが企業の経済的実態を適切に反映するかといった点についても問題を提起しています。

The takeaway

見直し案は、原則的評価方式を残余利益方式に一本化する方向まで具体化していますが、しんしゃく率や還元率など評価水準を左右する重要な要素は未定です。

一方で、今回の見直しはファミリービジネスの事業承継の時期や方法の判断に影響を及ぼし得るものです。現行方式と見直し案の双方で自社株式の評価額を試算し、収益性、資産構成、子会社保有および株主構成等が評価額に与える影響を把握しておくことが重要と考えられます。特に、子会社を保有する会社、資産管理会社に該当する可能性がある会社等については、影響を確認しておく必要があります。

なお、足元では政府関係者から、現時点で見直しの方向性は決まっていない旨や、事業承継税制と併せて検討していく旨の発言もなされています。今後の有識者会議や税制改正に向けた議論の状況によっては、見直しの内容やスケジュールが変動する可能性もあるため、引き続き動向を注視する必要があります。

8 骨子の記載によります。もっとも、無議決権株式等を用いて議決権割合を下げる配当還元方式の濫用が問題視されてきた経緯からすると、両方の割合がいずれも3%未満であることを要件とする趣旨とも考えられます。

9 中小企業庁「『取引相場のない株式の評価』見直しに係る意見」(2026年9月16日)。

10 日本商工会議所「意見」(2026年9月16日)。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1 丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー

Email: jp_tax_pr-mbx@pwc.com

www.pwc.com/jp/tax

パートナー	パートナー	パートナー
望月 文太	深田 かおり	林 雄高
パートナー	パートナー	パートナー
山内 良	塩谷 洋子	佐々木 真美
ディレクター	ディレクター	
齋藤 大志	西尾 結	

過去のニュースレターのご案内

[過去のニュースレターを読む](#)

ニュースレター配信のご案内

PwC Japan グループでは、会計基準や税制、法令等に関するニュースレターを発行しております。

[配信を登録する](#)

e-learning のご案内

PwC 税理士法人は「Tax Academy」を開設し、国際税務領域の人材育成支援を目的とした e-learning コンテンツを 2022 年 10 月より配信しています。

「Tax Academy」のシリーズ講座は、日本企業が海外に事業展開する際に事前に検討すべき論点を網羅しているほか、当法人の国際税務領域における豊富な実務経験や、PwC グローバルネットワークを通じて得た知見を生かすことで広範囲な専門分野をカバーしています。各コースを通じて、国際税務を基礎から体系的に学びたい方や、企業の税務部門担当として国際税務の知識を身に付けてスキルアップしたい方をサポートします。詳細は以下をご参照ください。

[お申し込み・詳細](#)

PwC 税理士法人は、企業税務、国際税務、M&A 税務、税務業務における生成 AI などの最新テクノロジーの活用を含め、幅広い税務コンサルティングを PwC グローバルネットワークと連携しながら提供しています。税務の専門性とテクノロジーを融合させ、経営課題の解決に資するビジネスパートナーとして、企業を包括的に支援することを目指します。

PwC は、クライアントが複雑性を競争優位性へと転換できるよう、信頼の構築と変革を支援します。私たちは、テクノロジーを駆使し、人材を重視したネットワークとして、世界 137 の国と地域に 364,000 人以上のスタッフを擁しています。監査・保証、税務・法務、アドバイザーサービスなど、多岐にわたる分野で、クライアントが変革の推進力を生み出し、加速し、維持できるよう支援します。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2026 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.